

調査実施者 説明資料

(経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査)

経済産業省調査統計グループ
総務省統計局

I 経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査の同時・統一の実施について

【論点 a への回答】

a 3調査の同時・統一の実施は、経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の中で、どのような位置付け・役割を担っているか。

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）では、
 - ・ 経済構造実態調査と、産業横断的に企業の活動実態を把握する経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）及び法人企業統計調査（基幹統計調査）並びに業種別に企業の活動実態を把握する建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。
 - ・ 事業所・企業等を対象とした統計調査については、個々の調査の特性を考慮しつつ、事業所母集団データベースの最新情報を使用することを原則とする。とされている。
- これを踏まえ、経済構造実態調査と他の企業統計調査の重複是正の取組の第一歩として、総務省及び経済産業省所管の産業横断的な3基幹統計調査（経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査）を同一名簿・同一調査期日で実施する計画を立案した。各調査の共通事項の回答データを共有化することにより、企業の重複回答を是正する。
- 特に、報告負担が大きく結果への影響度が大きい上場企業等については、（独）統計センターにおけるプロファイリング活動（企業調査支援事業）の政府統計オンラインサポートシステムを活用し、3調査を集約して一体的に実施することにより、名称・所在地等の企業識別情報や記入担当者情報を含む全ての共通記入事項の重複回答を是正する。
- なお、従前から行われている経済産業省企業活動基本調査と法人企業統計調査、科学技術研究調査間での重複是正は引き続き実施する。特に科学技術研究調査との重複是正については、今回の同時・統一の実施により、共通の母集団名簿情報を使用することから、従来の資本金10億円以上の企業だけでなく、両調査に重複する企業全てに対象範囲を広げて実施することとしている。

【論点 b への回答】

b 3 調査の同時・統一の実施により、どのような効果が見込まれるか。また「政府統計オンラインサポートシステム」の導入により、どの程度の報告者負担の軽減が期待できるか。

- 経済構造実態調査と経済産業省企業活動基本調査の重複企業は約 30,000 社程度と見積もられる。これらの企業に対しては、名称、所在地及び資本金について経済構造実態調査の情報を経済産業省企業活動基本調査に移送することで重複是正を実施する。
- また、経済構造実態調査と科学技術研究調査の重複企業は約 6,000 社と見積もられる。これらの企業に対しては、事業の種類及び資本金について経済構造実態調査の情報を科学技術研究調査に移送することで重複是正を実施する。
- また、科学技術研究調査から経済産業省企業活動基本調査へのデータ移送については、現在の資本金 10 億円以上の企業から、両調査の重複企業すべてに範囲を広げて重複是正を実施する。
- 更に「政府統計オンラインサポートシステム」は、
 - ・統計センターのサポートスタッフへの個別質問
 - ・サポートスタッフとのやりとり履歴の閲覧
 - ・企業担当者の作業内容メモ、引継ぎメモの作成・保存
 - ・担当サポートスタッフ・企業担当者情報の掲載等の機能を有しており、これらの機能も用いて、(独)統計センターが、対象企業ごとに専任の担当者を配置し、調査への回答に対するきめ細かなサポートを行うことにより、企業の報告担当者の負担の軽減や正確な回答の確保等を図るものであり、この取組により、各企業がより正確で回答を行いやすい環境を整備する。
- 現在、上場企業等約 5,000 社を対象に、経済センサス - 活動調査、経済構造実態調査でこの取組が行われており、これを、科学技術研究調査（該当約 2,800 社）及び経済産業省企業活動基本調査（該当約 3,500 社）にも適用することで新たに両調査の負担軽減を図る。
- 併せて、基準期間等の異なる可能性のある「売上高」、商業関連の「売上高の内訳」、「租税公課」といった経理項目についても、修正機能を付与することでデータ移送を可能とするオンラインサポート用の一体的調査票を作成することとしており、更なる報告者負担軽減を図っていく予定である。

【論点 c への回答】

c 企業活動基本調査の母集団情報を切り替えることにより、報告者数が約 3 万 8,000 企業から約 4 万 3,000 企業に増加する理由は何か。また、過去の調査結果との断層が生じるおそれはないか。

- 経済産業省企業活動基本調査の報告者数が、現行の約 3 万 8,000 企業から約 4 万 3,000 企業に増加する理由は、今回の 3 調査同時・統一の実施に向け、事業所母集団データベースを用いて経済産業省企業活動基本調査の対象要件となる企業を抽出した結果、現在の経済産業省企業活動基本調査では対象外の業種である建設業、運輸業等を主業とする企業のうち、製造事業所、商業事業所などを有する企業が新たに調査対象となると見込まれることとなったためである。
- 過去の調査結果との断層が生じるおそれについては、法人番号、共通事業所コード等を用いて、事業所母集団データベースからの抽出結果と現在の経済産業省企業活動基本調査独自名簿を比較したところ、両名簿に掲載されている企業が約 9 割、経済産業省企業活動基本調査独自名簿にのみ含まれる企業が約 1 割となった。更に、経済産業省企業活動基本調査独自名簿にのみ含まれる企業約 1 割を精査すると、うち約 7 割の企業が資本金・従業者数の規模条件、残りの約 3 割の企業が傘下事業所の業種条件により、事業所母集団データベースからの抽出結果に含まれなかったことが確認された。これらは、両名簿の時点の違い等も要因と考えられるが、名簿作成作業時には、それぞれの情報収集時点も勘案しつつ、経済産業省企業活動基本調査独自名簿より補足するなどの対応を予定。事業所母集団データベースからの抽出結果と経済産業省企業活動基本調査独自名簿には差異が生じたが、目視確認等の結果、製造業、卸・小売業などの経済産業省所管の主要業種については、経済産業省企業活動基本調査独自名簿によって概ねカバーされていると考えられることから、これまでの調査結果と大きな断層が生じることはないと思われるが、本調査で企業の主業が建設業や運輸業など対象外業種が含まれる「その他産業」については、断層が生じると思われる。この点については、初回の名簿整備時において、経済産業省企業活動基本調査独自名簿と事業所母集団データベースからの抽出結果について突合作業を行い、対象数の違い等について「利用上の注意」等において丁寧に説明するなど、利用する上で留意していただくよう注意喚起を図ることで対応したいと考えている。

【論点 d への回答】

d 企業活動基本調査及び科学技術研究調査における調査事項のうち、基準となる期日を6月1日現在に変更していないものはあるか。ある場合、その理由は何か。

- 企業活動基本調査における調査事項のうち、基準となる期日を6月1日現在に変更していないものはある。
- 基準となる期日での調査対象企業を判定する従業員数、資本金又出資金以外の調査事項のうち、一時点の回答を求める調査事項については、報告者の回答しやすさが期待できるため最近決算期末現在としている。ただし、事業所数については、従業員数と直接連動する調査事項であるため、従業員数と同様に6月1日現在としている。
- 科学技術研究調査の調査事項においても、基準となる期日を6月1日現在に変更していないものはある。
- 名称、所在地、法人番号などのほか、経済構造実態調査からデータ移送を行う資本金は6月1日現在に変更するが、調査結果の利活用と報告者への影響を考慮し、従業者関係事項は3月31日現在、研究費や国際技術交流などの財務関係事項は3月31日現在又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間と、従来の期日又は期間を維持することとしている。

【論点 e への回答】

e 企業活動基本調査及び科学技術研究調査の基準となる期日の変更により、過去の調査結果との接続に支障が生じるおそれはないか。

- 経済産業省企業活動基本調査では、基準となる期日の変更により、事業所数・従業者数及びこれらに関連する指標（「常時従業者一人当たり給与額」や「労働生産性」など）が、過去の調査結果との接続に支障が生じることになる。
- 調査の基準となる期日の変更により影響が出る指標等については、調査結果の公表の際にあわせて掲載する「利用上の注意」に、変更点について記載するなど、丁寧に対応したいと考える。
- 科学技術研究調査では、調査期日は6月1日となるが、①研究者数は3月31日現在、研究費は3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間分として、従来どおりの報告を求めること、②調査票の配布回収期間は5月中旬から7月中旬であり、従前と変わらないことから、実質的な変更ではない。そのため、過去の調査結果との接続に関し、特段の支障が生じることはないと考えている。

【論点 f への回答】

f 科学技術研究調査の調査期間について、他の2調査の調査期間と揃えることが困難な理由は何か。

- 科学技術研究調査は、研究者数や研究費等について、国際基準であるフラスカチ・マニュアルに準拠しているため、総括部門のみで回答しにくい細かな実態の報告を求める必要が生じている。そのため、会計を担うセクション、研究を担うセクションなど様々な部門に照会等しながら回答を作成する必要があることから、これまでも7月中旬までの提出期限としているところである。
- 他の2調査と同時に実施することで、この状況が変わる訳ではないことから、本調査においては正確に記入いただき、統計精度を維持するため、従来の調査期間を維持している。
- なお、「政府統計オンラインサポートシステム」の対象となる企業については、①オンライン回答をベースとした仕組みであり、シンプルで効果的な重複是正を行うため3つの調査の調査票を1ファイルで構成する予定としていること、②同システムを活用した統計センターの個別のサポートにより、短期間で正確な回答ができる環境を報告者に提供することができると思込んでいることから、他の2調査と調査期間を揃えている。

g データ移送について

【論点 g (a) への回答】

(a) 企業活動基本調査及び科学技術研究調査において、これまで行政記録情報等を活用した実績はあるか。

- 経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査ともに行政記録情報を活用した実績はない。

【論点 g (b) への回答】

(b) 経済構造実態調査から企業活動基本調査へのデータ移送の対象となる調査項目は「資本金額」のみとなっているが、報告者負担の一層の軽減を図るため、移送すべき調査事項は他にないか。

- 両調査で重複する調査項目のうち、データ移送の対象となる調査項目は、「資本金額」の他に、「売上高」、「租税公課」、「売上高内訳」（卸売業、小売業）がある。
- ただし、これらの項目は経済構造実態調査では暦年、経済産業省企業活動基本調査では最近決算値となっている。また「売上高内訳」の卸売・小売業等の回答対象事業の範囲は、経済構造実態調査は売上高の上位 15 位の事業活動・生産物分類まで、経済産業省企業活動基本調査は売上高が 95%となる事業までとなっている。
- 「卸売・小売、宿泊、飲食サービス売上高」の売上高内訳（卸売・小売業）について、データ移送を想定すると、「卸売・小売業」に該当する事業所を有する経済産業省企業活動基本調査の対象企業は、経済産業省企業活動基本調査票の売上高内訳のうち「卸売・小売」の部分のみ回答不要で、「宿泊」又は「飲食サービス事業」を行っている場合は、当該事業の回答が必要となるが、卸売・小売業専業でない企業がこのような回答形式に対応することは実務上、実質的に不可能と考えられ、「卸売・小売業」だけ（＝専業）を行っている企業のみデータ移送が行える可能性があるが、卸売・小売業を主業とする企業の兼業比率は 68%と高い結果である。
- よって、重複する調査項目となる売上高及び卸売・小売業の売上高内訳、租税公課については、調査対象期間の違いによる影響や卸売・小売業を主業とする企業の兼業比率が高いため、調査を実施後に確定する専業企業のみを対象としてデータ移送することは実務上難しく、原則としてデータの移送は行わないこととして整理することとしている。ただし、新たに開発する 3 調査統合電子調査票では、入力者の負担軽減のため、当該項目（「売上高」、「租税公課」、「売上高内訳」（卸売業、小売業））においては、先に入力された経済構造実態調査の調査票情報を経済産業省企業活動基本調査の調査票上に表示する機能及び入力者がそのデータを決算値に修正できる機能を設ける予定。特に、大企業が対象となるプロファイリング活動との連携により、データ共有化の可能性（例えば決算時期が暦年値と一致するケースはプロファイリング活動の個別対応により共有化は可能と考えられる）も期待できることから、引き続き、報告者負担の軽減の観点から、今後、実務ベースで検討を行った上で実現性を検討し対応したい。

【論点 g (c) への回答】

(c) 科学技術研究調査から企業活動基本調査へのデータ移送が可能となる対象企業数はどの程度見込まれるか。

- データ移送が可能となる企業数は、今後、事業所母集団データベースから抽出した両調査の名簿をマッチングする必要があるので確定ではないが約6,000企業と、現状（資本金10億円以上）のデータ移送企業数（約2,500企業）よりははるかに増えることを見込んでいる。

【論点 g (d) への回答】

(d) 科学技術研究調査の調査期間が他の2調査の調査期間と異なることにより、データ移送や、審査・集計業務に支障は生じないか。

- 科学技術研究調査は、これまでも7月中旬を提出期限として調査を実施しており、提出された調査票の審査・集計を行った後に、経済産業省企業活動基本調査にデータ移送を行っている。
- 今回の見直しにより科学技術研究調査の提出期限が遅くなる訳ではなく、調査結果の公表の期日も従来どおり調査実施年の12月としている。そのため、経済産業省企業活動基本調査へのデータ移送については、少なくとも従来どおりのタイミングで行うことが可能であり、データ移送や、審査・集計業務について支障がないことは、経済産業省等の実施者間で確認している。
- また、科学技術研究調査へのデータ移送については、経済構造実態調査の提出期限（6月下旬）のほうが早いことから、特段の支障が生じることはないと考えている。

Ⅱ 経済産業省企業活動基本調査の変更について

1 今回申請された調査事項の変更について

【論点 a への回答】

a 親会社、子会社・関連会社の状況（表4の②）を詳細に把握することにより、今後、どのような利活用が想定されるか。

【論点 b への回答】

b i) 取引状況（表4の③）、ii) 技術の所有及び取引状況（表4の⑤）を追加することにより、どのような効果が期待できるか。

- 論点 a 及び論点 b の調査項目の修正、追加については、現状の調査項目では、調査対象となる企業が、回答に該当するのか未記入であるのかを把握できる設計となっていなかったことから、統計の精度向上に資するために追加したものとなる。

【論点 c への回答】

c 事業の外部委託の状況（表4の④）のうち、関係会社に係る調査項目を削除することにより、調査結果の利活用に支障は生じないか。

- 事業の外部委託の状況のうち、関連会社に係る調査項目を削除（表4の④）することについては、該当項目を利用している省庁内部署に対しヒアリングを行った結果、重要政策と直接関連するものではなく、削減について同意を得ていること、内閣府等主要府省からの二次利用申請において利用する項目として申請がないことから、利活用に支障は無いと考える。

【論点 d への回答】

d 金額を把握する調査事項の基準となる期日・期間を最近決算値に変更することにより、消費税については、どのように取り扱われるのか。

- 現状、経済産業省企業活動基本調査は、消費税の取り扱いに関し、報告者に原則税込みでの記入を依頼しているが、会計処理上税込みでの記入が困難な場合は税抜きでの記入を認めているところ。
- 2019年調査における消費税込・税抜の記入状況を確認すると、税込記入を行っている企業は全体の9%となっているのが実態となっている。
- 従前の公表集計表では、税抜き回答に対する税込み補正は行われておらず、集計結果には消費税込みと税抜の売上高等が混在して集計していたが、令和2年調査の速報公表において、一部の調査項目について平成30年から令和2年の3年間分の税込み補正值を公表したところ。
- 「基準となる期日の変更」に関する検討の結果、売上高等の数値について、これまでは年度決算値で記入を求めていたものを、記入者負担軽減を考慮し、令和4年調査からは最近の決算値の回答を求めるとし、結果として法人企業統計調査と同様に決算値での回答に統一することとしている。このため、税込補正值の公表は令和3年調査までの対応とし、令和4年以降は法人企業統計調査と同様、決算値を集計・公表する扱いとする方針としたい。

2 統計委員会諮問第 103 号の答申（平成 29 年 5 月 30 日付け統計委第 8 号）における「今後の課題」への対応状況について

【論点 a への回答】

a 「有形固定資産の当期除却額」の項目名称の変更に伴う回答状況について、変更前後の回答率等も含め、どのようになっているか。

- 本調査の設計上、「有形固定資産の当期除却額」のように、必ず数値があるとは限らない調査項目について、回答率を計算することはできない。
- 集計結果について見ると、以下のとおり。

	有形固定資産の当期減少額(百万円)
平成 29 年調査(平成 28 年度実績)	7, 533, 920
平成 30 年調査(平成 29 年度実績)	8, 371, 635
令和 元年調査(平成 30 年度実績)	8, 734, 080

- 「有形固定資産の当期除却額」の項目名称の変更に伴う回答状況について、平成 30 年調査において、上記調査項目の名称変更に対する調査対象からの問い合わせは、当省や実施事務局あてになかったこと、個票を前年と比較しても大きな変化は見られなかったことから、回答状況に大きな変化はなかった。

【論点 b への回答】

b 有形固定資産及び無形固定資産に係る「減少額」の把握方法について、その定義・範囲が、他の統計調査と異なることを踏まえ、その関係性について、どのように再整理を行い、現行の定義により把握を継続することとしたか。

- 固定資産の増減に係る調査事項を持つ他の調査の状況は以下のとおり。
 - ①工業統計調査
 - ・土地、有形固定資産の「建物、構築物」、「機械、装置」などの「取得額」、「除却・売却による減少額」を調査。無形固定資産の調査項目は見当たらない。
 - ②法人企業統計（四半期調査）＜財務省＞
 - ・土地、その他の有形固定資産、無形固定資産などの「増加額」、「減少額」を調査。
 - ③民間企業投資・除却調査＜内閣府＞
 - ・有形固定資産の除却（売却・廃棄）の調査項目において、無作為に選んだ資産について「取得時の状況」、「除却（売却・廃棄）時の状況」を調査。無形固定資産の調査項目は 見当たらない。
 - ④中小企業実態基本調査（調査票乙）
 - ・有形固定資産及び無形固定資産の「取得額」を調査。（増加・減少の調査項目なし）

- 以上のとおり、固定資産の増減を調査項目としている統計は限られており、調査項目の名称には統一性がみられない。さらに、「有形固定資産の減少額」を調査している企業ベースの調査となると、「法人企業統計（四半期調査）」のみとなる。
- 「法人企業統計（四半期調査）」の調査項目を見ると、経済産業省企業活動基本調査では総額一本での把握としているのに対し、「土地」、「その他の有形固定資産」、「建設仮勘定」等について、「減価償却費」「売却・減失振替等」毎に把握する詳細な調査となっており、両調査とも調査項目名称に「減少額」を用いており、双方の統計調査に回答している報告者において記入範囲に紛れが生じ、正確な結果が得られなくなる懸念された。

しかしながら、本調査においては、

 - ①減価償却費を引き続き費用の一部として明示的に把握したいこと、
 - ②無形固定資産との定義・範囲の同一性を保持したいこと、
 - ③従前の調査結果との時系列比較を可能としたいこと、

から、定義・範囲の見直しは行わないこととした。

そのうえで、「法人企業統計調査」との差異により支障が生じることがないように、報告者に対しては調査票に具体的な注釈を付し、正確な記入を確保することとした。
- また、2019年調査（平成31年）及び2020年調査（令和2年）においても、当該調査項目について、他の統計調査との定義の違いに係る問い合わせは、調査対象からも利用者からも当省や実施事務局あてに無く、昨年度の調査研究における記入の実態に関する企業ヒアリング（対象企業）においても、定義の違いに関する意見や質問はなかった。そのため、現時点で、名称の変更や他の統計調査との定義の違いによる記入の支障は確認できないことから、調査の継続性の観点から引き続き、現行どおりの調査項目の定義で継続把握することとする。
- なお、当該調査項目も含め、本調査における記入の実態に係る確認については、今後も企業ヒアリング等を継続して行うこととし、必要であれば改めて当該項目の把握方法も含め再度整理する予定である。

Ⅲ 科学技術研究調査の変更について

1 今回申請された変更について

(1) 調査対象の範囲及び報告を求める個人又は法人その他の団体の変更

【論点 a への回答】

a 今回の調査対象追加の背景や、当該変更により想定される利活用は何か。

- 産学官連携とベンチャー創出力・成長力の強化を狙いの一つとして、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号、以下「科技・イノベ活性化法」という。）が改正された。これにより、出資等を行うことのできる研究開発法人が追加され、出資の対象として、研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する民間事業者等との共同研究開発等を行う者が明確化された（令和 2 年 6 月改正、3 年 4 月施行）。
- また、「国立大学法人法施行令」（平成 15 年政令第 478 号）、「地方独立行政法人法施行令」（平成 15 年政令第 486 号）の改正が併せて行われ、研究開発法人と同様に国立大学法人及び公立大学法人も研究成果の活用を促進する民間事業者等との共同研究等を行う者への出資等を行うことが可能となった（令和 3 年 1 月改正、同年 4 月施行）。
- これらに先立ち、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）では、「企業から大学・国立研究開発法人に対する投資額を 2025 年度までに現在の 3 倍にすることを目指す」との KPI が設定されていた。
- このような状況を踏まえ、産学官連携の更なる活性化を促す方策を講じるために、大学及び研究開発法人が出資した会社（以下「大学等出資会社」という。）への研究資金の流れも正確に把握する必要があるとの行政ニーズに対応するため、これらの法人をしつ皆調査の調査対象に追加することとした。
- 当該変更による結果の利活用としては、上記 KPI のフォローアップの基礎資料や産学官連携とベンチャー創出力・成長力の強化に向けた政策の基礎資料として利活用されることを想定している。

【論点 b への回答】

b 調査対象を追加するに当たり、どのような母集団情報を使用するのか。また、当該母集団情報について、どのように更新するのか。

- 大学及び研究開発法人の出資等の拡大が全面的に可能となるのは、令和3年4月1日からであることを踏まえ、事業所母集団データベースの情報に加えて、以下のとおり、内閣府及び文部科学省から調査対象となる企業の情報提供を毎年受けることにより、着実に調査対象として捕捉する。

ア 研究開発法人が出資する会社

内閣府が独立行政法人等を対象に毎年実施している調査において、各研究開発法人から該当する会社（科技・イノベ活性化法第34条の6第1項第3号ハの活動を実施する者）の情報（名称・所在地・法人番号等）を把握し、内閣府から統計局へ情報提供を行う。

科技・イノベ活性化法第34条の6第1項第3号ハ

その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

イ 大学が出資する会社

文部科学省が大学等を対象に毎年実施している調査において、各大学から該当する会社（定義は以下参照）の情報（名称・所在地・法人番号等）を把握し、文部科学省から統計局へ情報提供を行う。

(7) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が出資する会社

国立大学法人法施行令第3条第1号の事業を実施する者

国立大学法人法施行令第3条第1号

当該国立大学又は大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の提供を受けて当該成果を実用化するために必要な研究を行う事業であって、当該成果を実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて行うもの

(イ) 公立大学法人が出資する会社

地方独立行政法人法施行令第4条第2号ロの事業を実施する者

地方独立行政法人法施行令第4条第2号ロ

当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発

(ウ) 私立大学が出資する会社

学校法人（注）における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発活動を実施する者

（注）「学校教育法に基づく大学を設置する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に規定する大学設置会社を含む。

c 今回の変更により

【論点 c（a）への回答】

（a） 標本設計はどのように見直すのか。

○ 大学等出資会社は、研究開発費等の把握において政策上重要であることから、しつ皆層として設定する。

その上で、全体の調査対象企業数は、従来と同様に約 13,500 企業とし、大学等出資会社以外の企業は、事業所母集団データベース及び過去の調査結果を基に作成した母集団名簿に基づき、研究活動の有無（2 区分）、資本金階級（4 区分）及び産業（40 区分）の各層から抽出する。

【論点 c (b) への回答】

(b) 集計内容はどのように見直すのか。

- 大学等出資会社については、会社企業であることから他の企業と合わせて、産業、資本金階級、従業者規模などで集計し、企業として表章する。なお、作成する統計表のうち、総括表（全5表）においては、大学等出資会社を企業の内数として表章する。また、分析表では、大学等出資会社を集計対象とし、資本金階級別、従業者規模別等の結果表を新たに作成することとしている。

集計イメージ 総括表 表側

総数
企業
うち大学等出資会社
非営利団体
公的機関
国営
公営
特殊法人・独立行政法人
うち研究開発法人
うち国立研究開発法人
大学等
国立
公立
私立
.
.
.

集計イメージ 新たに作成する分析表

	企業数	標本企業数	従業者数	総売上高	… (企業1表の表頭) …
資本金階級別計					
資本金1億円未満					
1億円～10億円未満					
10億円～100億円未満					
100億円以上					
売上高階級別計					
売上高1億円未満					
1億円～10億円未満					
10億円～100億円未満					
100億円以上					
従業者規模別計					
従業者 1～299人					
従業者 300～999人					
従業者1000～2999人					
従業者3000～9999人					
従業者10000人以上					
.					
.					
.					

大学等出資会社の規模によっては、左記区分を見直す可能性がある。

【論点 c (c) への回答】

(c) 調査結果の時系列比較に支障は生じないか。利用者に混乱が生じないように、変更内容をどのように周知することを想定しているのか。

- 現時点では、大学等出資会社の数が限定的であることから、令和4年調査の結果に関しては、特段の支障が生じるとは考えていないが、統計局 HP や報告書に変更内容を掲載することで、利用者の混乱が生じないように対応して参りたい。

(2) 調査事項の変更

【論点 a への回答】

a 今回、追加する調査項目（表7の①、③、⑤、⑦、⑧及び⑩）及び、分割する調査項目（表7の②及び④）について、どのような利活用が想定されるのか。

○ 表7の①、③、④、⑦及び⑩について

フラスカチ・マニュアルで求められている国際基準に対応することで、OECD等へのデータ提供に当たり、これまで若干異なる定義又は提供できなかった項目の一部について、求められているデータを提供できることになる。これにより、我が国の研究開発分野のデータに関する国際比較性の向上が見込まれ、我が国の研究開発を担う研究人材の分析等に活用されることが見込まれる。

⑩については、⑦と合わせて、研究開発に関する資金流動をみるための項目であることから、我が国の研究開発における資金流動の分析に活用されるものと想定している。

[OECD へのデータ提供の例]

(表7①関連)

Table P2pHC: Total national employed R&D personnel by sector and function

Function	現状	変更後
1 Total internal personnel	外部組織からの 従業者も含む人 数を左記区分で 男女別に提供	外部組織からの 従業者を差し引 くことで、組織内 部の従業者数を 左記区分で男女 別に提供
2 Researchers		
3 Other R&D personnel		
4 Technicians and equivalent staff		
5 Other supporting staff		

(表7③及び④関連)

Table E4: GERD by sector of performance and type of expenditure

Type of expenditure	現状	変更後
1 Total GERD	○	○
2 Total current costs	○	○
3 Labour costs for internal R&D personnel	○(注)	○
4 Other current costs	○	○
5 External R&D personnel	×	○
6 Purchase of services	×	×
7 Purchase of materials	×	×
8 Other, NEC	×	×
9 Total capital costs	○	○
10 Land and buildings	○	○
11 Land	×	○
12 Buildings	×	○
13 Machinery and equipment	○	○
14 Information and communication equipment	×	×
15 Transportation equipment	×	×
16 Other machinery and equipment	×	×
17 Capitalised computer software	○	○
18 Other intellectual property products	○	○

(注) 派遣労働者に関する費用も含む

(表 7 ⑦関連)

Table E3: Funding received from the rest of the world sector, by sector of performance and source of funds

Source of funds	現状	変更後
1 Total funding from Rest of the World (RoW)	○	○
2 Business enterprises	○	○
3 International organisations	×	×
4 European Commission	×	×
5 Other international organisations	×	×
6 Other rest of the world sources	○	○
7 Governments	×	○
8 Higher education institutions	○	○
9 PNP institutions	×	○
10 Not elsewhere classified	×	×

○ 表 7 の②について

AI 技術等の普及や量子技術の振興に伴い、それら技術の基礎となる数学・物理科学分野の各セクターにおける研究開発の重要性が高まっていることから、その動向を詳細に把握するために分割したものであり、AI 技術や量子技術分野の振興のための基礎資料として活用されるものと想定している。

○ 表 7 の⑤について

「AI 技術」、「バイオテクノロジー」、「量子技術」は、「統合イノベーション戦略 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「戦略的に取り組むべき基盤技術」と位置付けられている。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日）においても、「戦略的な分野」として位置付けられており、下記のとおり、当該分野の研究開発費の計測についても盛り込まれており、これらの政策を進めていく上での基礎資料として活用されるものと想定している。

なお、戦略的な分野には「マテリアル」も挙げられているが、これについては従来から把握している「物質・材料分野」及び「ナノテクノロジー分野」で代替できるため、時系列比較も考慮し、「物質・材料分野」及び「ナノテクノロジー分野」として把握することとしている。

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（抜粋）

第 2 章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革

(6) 様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用

【現状データ】（参考指標）

- ・戦略的な分野（AI、バイオテクノロジー、量子技術、マテリアル等）における研究開発費：（2021 年度実績からの計測に努める）

○ 表7の⑧について

会社から受け入れた研究費の名目別の金額を把握することで、「日本再興戦略2016」において設定された「企業から大学・国立研究開発法人に対する投資額を2025年度までに現在の3倍にすることを旨とする」とのKPIをフォローアップする上での基礎資料として用いられることを想定している。

【論点 b 及び c (a) への回答】

- b 特定目的別研究費（表7の⑤）の項目において、新たに把握する3分野に計上される研究費のうち、既存の8分野の中で把握していたものはあるか。ある場合、どの分野に計上されていたか。
- c 特定目的別研究費（表7の⑥）の項目において、「他分野との重複」欄を追加することについて、
- (a) 既存分野内、新分野内での重複を把握する必要性は何か。既存分野と新分野の間での重複も考えられるのではないか。

- 新たに把握する3分野と既存の8分野との関係性については、それぞれの定義からすると、「AI分野」は既存の「情報通信分野」、「バイオテクノロジー分野」は「ライフサイエンス分野」及び「ナノテクノロジー分野」、「量子技術分野」は「情報通信分野」及び「ナノテクノロジー分野」に計上されていた可能性がある。
- また、分野間の重複に関しては、複数の分野にまたがる研究では、研究費を明確に分けることが難しい場合があるので、分野間で金額が重複しても構わないという設計で調査をしている。そのため、各分野の研究費は、他の分野も含まれた過大な値になっている可能性がある。現状では、複数分野に回答があった場合には、重複の有無すらも不明であるため、「他分野との重複」欄を追加し、重複の有無を把握することで、より有用な結果を提供し、より良い分析ができるようになることを考えたものである。
- なお、新分野は、いずれも既存分野と潜在的な重複関係にあることから、既存分野と新分野との間の重複を含めると、新分野では全て重複有となってしまう可能性が高いため、既存分野内又は新分野内に限定して重複を把握することとした。

[分野に関する説明]

既存分野	説明
ライフサイエンス分野	生命現象及び生物の諸機能を解明するとともに、その成果を医療、農業、工業、環境保全、エネルギー開発などの諸分野に広く活用し、人間生活の向上発展を指向する研究をいいます。
情報通信分野	ハードウェア、ソフトウェアに関する研究のほか、ネットワークの高度化、膨大な情報の高速分析・処理や蓄積が可能な高度コンピューティングの開発等に関する研究をいいます。
環境分野	自然環境の汚染が生命・財産に与える影響の解明、自然環境の汚染及び破壊の防除、無公害化の達成などに関する研究をいいます。
物質・材料分野	情報通信、医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造等の解明・制御、省エネルギー・省資源・リサイクルに応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料の開発等に関する研究をいいます。
ナノテクノロジー分野	ナノサイズ特有の物質特性等を利用した機能の発現等に関する研究をいいます。
エネルギー分野	エネルギー資源の開発及びその合理的利用に関する探査、生産、転換、輸送、消費、安全等に関する研究をいいます。
宇宙開発分野	ロケット及び人工衛星に関する研究並びに追跡・通信等のための地上設備に関する研究をいいます。ただし、天文学・気象観測は含めません。
海洋開発分野	生物資源の増養殖、鉱物資源の開発、海洋空間、海水の利用等の研究に関する海洋調査及び技術開発をいいます。

新分野	説明
AI分野	AI(Artificial Intelligence:人工知能)を構成する上で必要となる基盤的研究から、社会実装に必要なAIシステム化技術及び関連デバイス技術に関する研究開発、さまざまな産業及び経済活動分野へのAI実装技術の研究開発など、AI科学技術に係る研究を幅広く含みます。AIに係る倫理や法制度など、関連する人文・社会科学分野における研究も含みます。
バイオテクノロジー分野	バイオテクノロジーに関する研究をいいます。 なお、バイオテクノロジーとは、知識、商品及びサービスを生産するために、生体材料又は非生体材料を変更するための、生体並びにその一部、産物及びモデルへの科学技術の適用をいいます。
量子技術分野	量子技術(量子に関する科学及びそれを応用する技術)に関する基盤的研究から、実用化・事業化に向けた研究開発のほか、これを支える周辺技術に関する研究開発など、量子技術に係る研究を幅広く含みます。

【論点 c (b) への回答】

(b) 次回から集計予定の「重複のない集計結果」と、従来の集計結果の両方を用いることで可能となる多面的な分析とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。また、どのような利活用が想定されるのか。

- 「重複のない集計結果」とは、「他分野との重複」欄に回答のなかったデータのみを用いた集計（＝他分野との重複のある回答を除いた集計）であり、分野別研究費に関するミニマムの値になる。それを従来の統計表に加えて表章することで、従来の集計値との比較が可能になり、各分野における重複の程度やより適切な研究費の分析が可能になると考えている。

また、統計局 HP や報告書にそれぞれの集計値に関する説明を掲載し、数値の特性を踏まえて利用いただくよう、努めて参りたい。

[集計イメージ]

産業	社内研究実施企業数	社内使用研究費	ライフサイエンス分野		情報通信分野		海洋開発分野	
			企業数	研究費	企業数	研究費	企業数	研究費
1 全産業	x,xxx	xx,xxx,xxx	xxx	x,xxx,xxx	xxx	x,xxx,xxx	xx	x,xxx
2 農林水産業	x	x,xxx	x	xxx	x	xxx	x	xxx
∩								
47 サービス業	xx	x,xxx	x	x,xxx	x	x,xxx	x	xxx
(別掲) 他分野との重複のある回答を除いた集計								
全産業	x,xxx	xx,xxx,xxx	xxx	xxx,xxx	xxx	xxx,xxx	xx	xxx

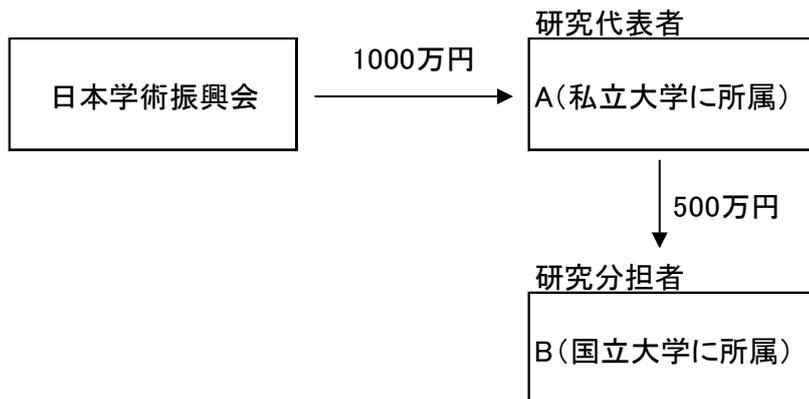
- d 社外（外部）から受け入れた研究費（表7の⑨）及び社外（外部）へ支出した研究費（表7の⑩）の項目において、科学研究費等公的資金に関する取扱いを変更することについて、

【論点d（a）への回答】

（a） 従来、どのような取扱いとしていたのか。

- 複数の機関を経由する研究費について、受領した金額又は支出した金額を正確に把握することに重点を置き、外部から受け入れた研究費では直近の支出元の組織、外部へ支出した研究費では直近の支出先の組織に該当金額を記入する扱いとしていた。

例) A・Bの共同研究が採択され、研究代表者Aが科研費1000万円を受け取り、研究分担者Bへ分担金500万円を渡し、A・Bともに当該年度内に500万円を使用した場合



Aの所属組織の回答

[外部から受け入れた研究費]

	受入額	うち内部で使用した研究費
国・公営、独立行政法人等の研究機関	1000	500

科研費1000万円を受入額に記入

[外部へ支出した研究費]

	支出額	うち自己資金から支出した研究費
国・公立大学	500	0

Bへの分担金を外部へ支出した研究費として記入

Bの所属組織の回答

[外部から受け入れた研究費]

	受入額	うち内部で使用した研究費
私立大学	500	500

Aの所属組織(私立大学)から受け取ったものとして記入

【論点 d (b) への回答】

(b) 記入の手引きの記載内容は、報告者にとって紛れが生じないものとなっているか。また、正確な記入を確保するため、記入の手引きではなく、調査票の中に注釈を付す必要はないか。

- 科研費等公的資金の受入における注意事項という形で、主な公的資金制度を列挙しつつ、記入方法を案内することを考えている。また、従来から調査票の第 1 面には、記入の際には「調査票記入上の注意」を参照する旨の案内を記載しており、同様に「外部から受け入れた研究費」及び「外部へ支出した研究費」への回答に関する説明文にも、科研費等公的資金に関する取扱いについても「調査票記入上の注意」を参照する旨を記載し適切に回答を得られるよう措置したい。

〔「調査票記入上の注意」への記載イメージ〕

科研費等公的資金の取扱いについて

科学研究費（科研費）等の公的資金（※）については、研究代表者、研究分担者ともに当該機関に所属する研究者による活動部分の金額を国又は国・公営、独立行政法人等の研究機関から受け入れたものとして扱います。

【外部から受け入れた研究費】

研究代表者が所属する機関においては、研究分担者が所属する機関に送金される金額を差し引いて記入します。

研究分担者が所属する機関においては、研究代表者が所属する機関から送金された金額を、国又は国・公営、独立行政法人等の研究機関から受け入れたものとして記入します。

【外部へ支出した研究費】

研究代表者が所属する機関から研究分担者が所属する機関に送金される金額は、外部へ支出した研究費とはしませんので、記入しないでください。

※科研費と同様の扱いとする公的資金

（主な公的資金制度（競争的資金）を列挙）

〔調査票への追記イメージ（調査票丙）〕

【11】外部から受け入れた研究費を記入してください

- 収入名目（受託費、科学研究費、補助金、交付金等）のいかんを問わず、外部から研究費として受け入れた金額の総額を左欄に記入し、そのうち、内部で使用した研究費は右欄に記入してください。

なお、科学技術研究費等の公的資金の受入に関しては、「調査票記入上の注意」を参照してください。

【12】外部へ支出した研究費を記入してください

- 支出名目（委託費、賦課金等）のいかんを問わず、外部へ研究費として支出した金額の総額を左欄に記入し、そのうち、自己資金から支出した研究費は右欄に記入してください。

なお、科学技術研究費等の公的資金からの支出に関しては、「調査票記入上の注意」を参照してください。

【論点 d (c) への回答】

(c) 今回の変更により、過去の調査結果との接続に支障が生じるおそれはないか。

- 科研費等公的資金の取扱いを変更することで、国からの研究資金の流れをより正確に把握できるが、過去の調査結果との連続性に影響を与える可能性（※）がある。統計局 HP や報告書に変更内容を掲載することで、利用者の混乱が生じないように対応して参りたい。

※ 資金源別の研究費の集計に当たっては、外部から受け入れた研究費のうち内部で使用した研究費を用いている。上記 d (a) の例でみると、現状の取扱いでは、資金源が「国・公営、独立行政法人等の研究機関」及び「私立大学」として集計されるが、取扱いを変更することで、資金源は「国・公営、独立行政法人等の研究機関」として、原資を辿ったより正確な集計が可能となる。

【現状の取扱い】

Aの所属組織の回答

[外部から受け入れた研究費]

	受入額	うち内部で使用した研究費
国・公営、独立行政法人等の研究機関	1000	500

資金源

Bの所属組織の回答

[外部から受け入れた研究費]

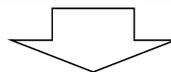
	受入額	うち内部で使用した研究費
私立大学	500	500

資金源

集計結果

国・公営、独立行政法人等の研究機関	500
私立大学	500

科研費1000万円のうち、500万円は資金源が「私立大学」として集計



【変更後の取扱い】

Aの所属組織の回答

[外部から受け入れた研究費]

	受入額	うち内部で使用した研究費
国・公営、独立行政法人等の研究機関	500	500

科研費1000万円のうち、分担金を差し引いた金額を受入額に記入

Bの所属組織の回答

[外部から受け入れた研究費]

	受入額	うち内部で使用した研究費
国・公営、独立行政法人等の研究機関	500	500

分担金を日本学術振興会から受け入れたものとして記入

集計結果

国・公営、独立行政法人等の研究機関	1000
-------------------	------

科研費1000万円を、資金源が「国・公営、独立行政法人等の研究機関」として集計

【論点 e への回答】

e 調査事項全体について、報告者負担の軽減の観点から、削除等の余地はないか。

- 今回の変更案では、国際基準への対応や調査結果の利活用の視点から検討を行った結果として調査事項を増やす一方であったが、調査実施者としては、負担軽減も重要であると考え。検討すべき視点等具体的な方針をお示しいただければ、今後に向けて、調査事項の削減について検討して参りたい。

2 統計委員会諮問第 92 号の答申（平成 28 年 9 月 29 日付け統計委第 7 号）における「今後の課題」への対応状況について

【論点 a への回答】

a 「開発研究」の定義変更に伴う対応について、報告者の回答状況や集計結果の影響に関する検証方法及び検証結果はどのようになっているか。

○ 報告者の回答状況に関する検証

調査に回答した企業のうち 500 社にアンケートを行い、「開発研究」の定義変更に伴う回答内容の変更状況について確認した。

アンケートの結果では、有効回答 445 件（有効回答率 89.0%）のうち、「特に変わらない」とする回答が 441 件（99.1%）となっていた。また、「開発研究費」の範囲が変わり、「その他の研究を追加」したと回答した 4 件（0.9%）についても、研究内容及び性格別研究費（基礎研究費・応用研究費・開発研究費の別）の前年度比較をみると、いずれも、応用研究費の減少を伴う形で開発研究費が増加していたことから、応用研究から開発研究への進展により、新たに開発研究費に計上されたものと推察され、「開発研究」の定義変更に伴うものではないと推察される。

以上のことから、「開発研究」の定義変更による報告者の回答への影響は、ほぼ無かったものと考えられる。

[アンケート送付条件]

- ・平成 28 年及び平成 29 年調査ともに回答
- ・平成 29 年調査において「開発研究費」の回答あり
- ・資本金 10 億円以上

[アンケート内容]

問1 平成29年調査から「開発研究」の定義において、例示の変更（<「開発研究」の定義>の下線部参照。）を行いました。

今回の変更に伴い、「開発研究費」の回答に当たり、貴社における「開発研究費」の範囲は、これまでと変更はありましたか？

<「開発研究」の定義>

(変更前)

基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良をねらいとする研究をいいます。

(変更後)

基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識を活用し、付加的な知識を創出して、新しい製品、サービス、システム、装置、材料、工程等を創出又は既存のこれらのものの改良をねらいとする研究をいいます。

[アンケート結果]

(回答数:445)

回答	数	構成比
特に変わらない	441	99.1%
変わった (今まで含めていなかった研究の開発研究費を追加した)	4	0.9%
例示に「サービス」が加わったので、サービス関連の研究を追加	0	0.0%
その他の研究を追加	4	0.9%

○ 集計結果の影響に関する検証

「開発研究」の定義変更が行われた平成29年調査の前後の期間における企業の研究費について、「サービス産業」（注）と「非サービス産業」に分けて推移をみた。

サービス産業では、社内使用研究費及び開発研究費ともに平成28年調査から29年調査まで減少が続き、30年調査以降は増加で推移していた。また、非サービス産業についてみると、28年調査では増加となっていたが、29年調査で減少となり、30年調査以降は増加で推移していた。

過去のサービス統計・企業統計部会の審議では、「開発研究」の定義変更により、例示に「サービス」の文言が追加されることで、従来計上されなかった研究費が加わるようになり、それによってサービス産業における統計上の断層が生じる可能性が指摘されていた。実際に、「サービス」の文言の追加によって、新たに計上されることになった研究

費があったとするならば、29年調査では、サービス産業における開発研究費は増加するものと考えられるが、結果としては減少となっていた。29年調査の前後を通じて、サービス産業、非サービス産業ともに同様の動きを示していることから、例示変更による集計結果への著しい変化はみられなかった。

(注) 科学技術研究調査の調査対象産業のうち、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を「サービス産業」とした。また、このうち「学術研究、専門・技術サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を「サービス業（計）」とした。

社内使用研究費の推移

(単位:億円)

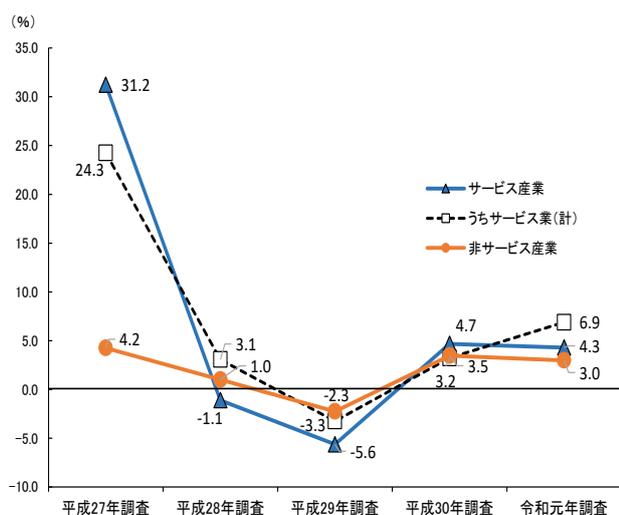
	平成 27年調査	28年調査	29年調査	30年調査	令和 元年調査
サービス産業	17,276	17,083	16,120	16,872	17,595
うちサービス業(計)	8,641	8,906	8,616	8,893	9,505
非サービス産業	118,588	119,775	117,063	121,117	124,721

開発研究費の推移

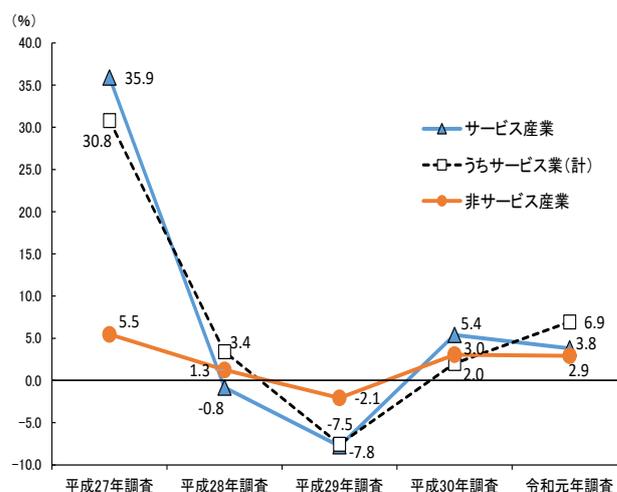
(単位:億円)

	平成 27年調査	28年調査	29年調査	30年調査	令和 元年調査
サービス産業	14,700	14,579	13,446	14,172	14,713
うちサービス業(計)	7,699	7,962	7,361	7,510	8,032
非サービス産業	88,136	89,239	87,393	90,057	92,698

社内使用研究費の対前年度増減率の推移



開発研究費の対前年度増減率の推移



【論点 b への回答】

b 「フラスカチ・マニュアル等への対応」について、同マニュアルで勧告されている事項への対応状況は、どのようになっているか。

○ フラスカチ・マニュアル（以下「FM」という。）への対応については、国際機関からの要望、政策上の必要性の有無、報告者負担、結果精度の確保等を総合的に考慮して取り組んでいる。これまでの統計委員会からの指摘や 2015 年に行われた FM の改定を踏まえた対応状況は、下表のとおりである。

なお、FM改定を踏まえた科学技術研究統計研究会（以下「科学研究会」という。）における指摘は、科学技術研究調査で採用している調査項目に係る変更事項について検討を行ったものであり、今回は、諮問第 92 号の答申において「今後の課題」とされていた事項について、検討を行った。

FMへの対応状況

検討事項		現在の対応状況	
統計委員会における指摘	諮問第42号の答申【フラスカチ・マニュアルへの対応】	清掃、警備等の間接サービスを提供する者に係る研究費及び研究者数 従業員規模別集計の集計区分	対応済み 対応済み
	諮問第42号の答申【今後の課題】	資金源及び支出先の識別	対応済み（諮問第60号）
	諮問第42号の答申【今後の課題】	国外における資金源あるいは目的地の地理的区分	対応済み（諮問第60号）
	諮問第42号の答申、諮問第60号の答申【今後の課題】	公的・一般大学資金の他の資金源からの分離	⇒第63回、65回サービス統計・企業統計部会にて、対応困難と整理
	諮問第42号の答申【今後の課題】	主に研究に従事する者の専従換算	対応済み（諮問第60号）
フラスカチ・マニュアルの改定（2015年）を踏まえた科学技術研究統計研究会における指摘（H27.7～）		「試験的開発(experimental development)の定義に「付加的な知識を創出する(producing additional knowledge)」という要件を挿入	対応済み（諮問第92号）
		“abroad(外国)”を“rest of the world(世界他地域)”に変更	対応済み（諮問第92号）
		企業の研究開発費の資金源を「自社」、「同じグループの他の会社」及び「その他の非連結会社」に分けて把握	対応済み（諮問第92号）
		研究開発支出額と研究開発従事者数の整合性を図ったことに伴う、人材派遣会社から派遣された研究者の扱い	引き続き検討【諮問第92号の答申】 ⇒今回対応
		大学院修士課程在籍者を研究者の範囲に含める	⇒第63回及び65回サービス統計・企業統計部会にて、対応困難と整理

FMでは、研究開発に係る人員と支出を整合させて把握・報告することとされており、科学技術研究調査において、「派遣された研究者」の取扱いについて検討し、「審査メモ」表7①、③及び④のとおり調査項目を追加又は分割することとなった。

ア 人数把握について

FMでは、機関内で実施される研究開発活動に従事する者に関し、機関内の研究開発支出額との対応が付くよう、自機関に雇用されている者（以下「内部従業者」という。）と派遣職員のように他の機関に雇用されている者（以下「外部従業者」という。）に分けて把握することを勧告している。

現行の調査では、他法人等へ出向している者を除き、他法人等から受け入れている出向者及び派遣労働者を含む「実数」として把握している。これを次のとおり変更することで、FMでいう内部／外部従業者の区分に対応させる。

FMにおける研究開発従事者の範疇と科学技術研究調査との対応

研究開発従事者	機関部門			
	企業	政府 (公的機関)	高等教育 (大学等)	民間非営利 (非営利団体)
内部従業者 (被用者)	○	○	○	○
外部従業者 注1	○	○	○	○
特別な事例の外部従業者	— 注2	— 注3	○ 注4	○ 注5
合計	○	○	○	○

現在の科学技術研究調査での把握範囲

今回の変更により把握

注1 機関内研究開発を報告する統計単位（＝調査客体）に対して、外部雇用者による科学的又は技術的サービスの提供の履行において、機関内研究開発コンサルタントとして活動する専門家及び技術的被用者。

注2 FMでは、企業部門に関しては、特別な事例の外部従業者は想定されていない。

注3 研究開発助成金保持者、博士課程学生／修士課程学生（統計単位により提供される賃金／給料以外に、その研究開発活動のための報酬を外部から受領する場合）

注4 博士課程学生／修士課程学生（注3に同じ。）、研究開発助成金保持者、名誉教授

注5 任意行為者（ボランティア）

[調査票の変更]

(7) 調査票甲（企業）、乙（非営利団体・公的機関）

- ・ 研究関係従業者の内数として、「労働者派遣法に基づく派遣労働者」の区分を追加し、外部従業者の数を把握する。
- ・ 内部従業者数については、研究関係従業者数（実数）から、外部従業者数を差し引くことで算出する。

	実 数				実際に研究関係業務に 従事した割合 であん分した値
	うち女性	うち労働者派遣法 に基づく 派遣労働者	うち女性	うち女性	
総数	人	人	人	人	—
研究者	人	人	人	人	—
専ら研究に従事する者	人	人	人	人	—
研究を兼務する者	人	人	人	人	人
研究補助者	人	人	人	人	人
技能者	人	人	人	人	人
研究事務その他の関係者	人	人	人	人	人

(イ) 調査票丙（大学等）

- ・ 研究関係従業者の内数として、「労働者派遣法に基づく派遣労働者」の区分を追加し、外部従業者の数を把握する。研究本務者（教員及びその他の研究員）で派遣労働者に該当する者は、兼務者（学外からの研究者）の実数として把握する。

	実 数				
	うち女性	うち労働者派遣法 に基づく 派遣労働者	うち女性	うち女性	
研究関係従業者数の合計	人	人	人	人	
研究者	本務者	人	人	教員及びその他の研究員で派遣労働者に該当する者は研究者の本務者には含めず、兼務者（学外からの研究者）の実数に含めて下さい。	
	教員	人	人		
	大学院博士課程の在籍者	人	人		
	医局員	人	人		
	その他の研究員	人	人		
兼務者（学外からの研究者）	人	人			
研究補助者	人	人	人	人	
技能者	人	人	人	人	
研究事務その他の関係者	人	人	人	人	

- ・ 大学院博士課程の在籍者及びその他の研究員については、雇用関係にある者を内部従業者として扱うようにするため、内数として「大学院博士課程の在籍者のうち雇用関係を有する者」及び「その他の研究員のうち雇用関係を有する者」を追加する。

本務者のうち博士号取得者	人	人
任期無し研究者	人	人
うち40歳未満	人	人
大学院博士課程の在籍者のうち雇用関係を有する者	人	人
その他の研究員のうち雇用関係を有する者	人	人
研究以外の業務に従事する従業者	人	人

- ・ 研究補助者、技能者及び研究事務その他の関係者の内部従業者数については、研究関係従業者数（実数）から、外部従業者数を差し引くことで算出する。
- ・ 大学院博士課程の在籍者及びその他の研究員の外部従業者数は、実数から内部従業者数を差し引くことで算出する（教員及び医局員は、実数＝内部従業者数。兼務者は他の大学等に本務をもつ研究者であることから、実数＝外部従業者数となる。）。

研究関係従業者		内部従業者	外部従業者
研究者	本務者	実数	
	教員	大学と雇用関係を有する者	「実数」 - 「大学と雇用関係を有する者」
	大学院博士課程の在籍者	実数	
	医局員	大学と雇用関係を有する者	「実数」 - 「大学と雇用関係を有する者」
	その他の研究員		
	兼務者		実数
	研究補助者		
	技能者	「実数」 - 「労働者派遣法に基づく派遣労働者」	労働者派遣法に基づく派遣労働者
	研究事務その他の関係者		

イ 支出額（研究費）の把握について

FMでは、研究開発従事者を内部従業者と外部従業者に区分し、これらの人材に対する経費は、前者は経常的経費のうちの「人件費」として、後者は「その他の経常的経費（なるべくは、外部従業者としての下位区分）」として把握することを勧告している。

現行の調査では、派遣労働者に係る費用も「人件費」に含めて把握しているが、「その他の経費」の内数として「うち派遣労働者に関する費用」の項目を設け、当該費用をここで把握する。あわせて、有形固定資産の購入費「土地・建物など」についても、FMの下位区分を踏まえ、「土地」と「建物など」に分割する。

FMにおける研究開発支出額の区分と科学技術研究調査「内部使用研究費」との対応

FM	科学技術研究調査	
	【現行計画】	【変更案】
Total intramural costs 機関内研究開発支出額	内部使用研究費	内部使用研究費
Total current costs 経常費	(a)+(b)	(a)+(b)
Labour costs for internal R&D personnel 内部研究開発従業者の人件費	人件費 …(a)	人件費 …(a)
Other current costs 他の経常費	原材料費+リース料+その他の経費 … (b)	原材料費+リース料+その他の経費 … (b)
External R&D personnel 外部研究開発従業者	(人件費に含まれる)	(その他の経費)うち派遣労働者に関する費用
Purchase of services サービスの購入		
Purchase of materials 素材の購入	原材料費	原材料費
Other, NEC その他、未分類		
Total capital costs 資本費	(c)+(d)+(e)+(f)	(c1)+(c2)+(d)+(e)+(f)
Land and buildings 土地及び建物	土地・建物など …(c)	(c1)+(c2)
Land 土地		土地 …(c1)
Buildings 建物		建物など …(c2)
Machinery and equipment 機械及び機器	機械・器具・装置など+その他の有形固定資産 …(d)	機械・器具・装置など+その他の有形固定資産 …(d)
Information and communication equipment 情報通信機器		
Transportation equipment 輸送機器		
Other machinery and equipment 他の機械及び器具		
Capitalised computer software 資産計上コンピュータ・ソフトウェア	(無形固定資産の購入費)うちソフトウェア …(e)	(無形固定資産の購入費)うちソフトウェア …(e)
Other intellectual property products 他の知的財産成果物	「無形固定資産の購入費」-「うちソフトウェア」…(f)	「無形固定資産の購入費」-「うちソフトウェア」…(f)

【論点 c への回答】

c 「消費税の取扱いの検討」について、回答方式の検証方法及び検証結果はどのようなになっているか。

○ 科学研究会において、消費税の取扱い（税込み又は税抜き）を報告者が選択できる方法（以下「消費税の取扱い選択式」という。）の導入について検討を行った。

科学研究会では、まず総務省から以下の提案を行った。

- ・ 消費税の取扱い選択式を導入する方向で、税抜きで回答があった場合の「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日付各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づく税込み補正を導入すること。
- ・ 経理項目について、税込み・税抜きの混在集計とし、参考値として税込み補正した総売上高及び社内使用研究費を提供すること。

○ しかしながら科学研究会では、現状、ほぼ全ての客体において税込みで回答されているところ（下表参照）、消費税の取扱い選択式を導入することで税抜き回答が大きく増加することが予想され、調査結果の利活用の面で大きな影響を及ぼすとの極めて強い懸念が示され、科学研究会の委員の理解を得ることはできなかった。そのため、利活用面も含めた調査結果への影響を考慮し、消費税込みでの回答方式を維持することとした。

[直近の調査において、備考欄に税抜き回答に関する記載のあった件数]

	2018年調査		2019年調査		2020年調査	
	税抜き回答数	全回答数に対する割合	税抜き回答数	全回答数に対する割合	税抜き回答数	全回答数に対する割合
総数	10	0.06%	6	0.04%	8	0.05%
企業	10	0.09%	6	0.05%	8	0.08%
非営利団体・公的機関	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
大学等	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%

**経済構造実態調査、科学技術研究調査
及び 経済産業省企業活動基本調査の
一体的実施について**

検討課題：公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

イ サービス産業・企業関連統計の改善・整備

(ウ) 令和元年度（2019年度）から実施予定の経済構造実態調査については、費用項目を把握する必要があることから、一部事業所も対象に実施されるものの、主として企業を対象とした統計調査として実施されることが想定される。このため、関係府省は、報告者負担の抑制を図る観点から、経済構造実態調査と、産業横断的に企業の活動実態を把握する経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）及び法人企業統計調査（基幹統計調査）並びに業種別に企業の活動実態を把握する建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。（後略）

(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化

ア 事業所母集団データベースの整備・利活用

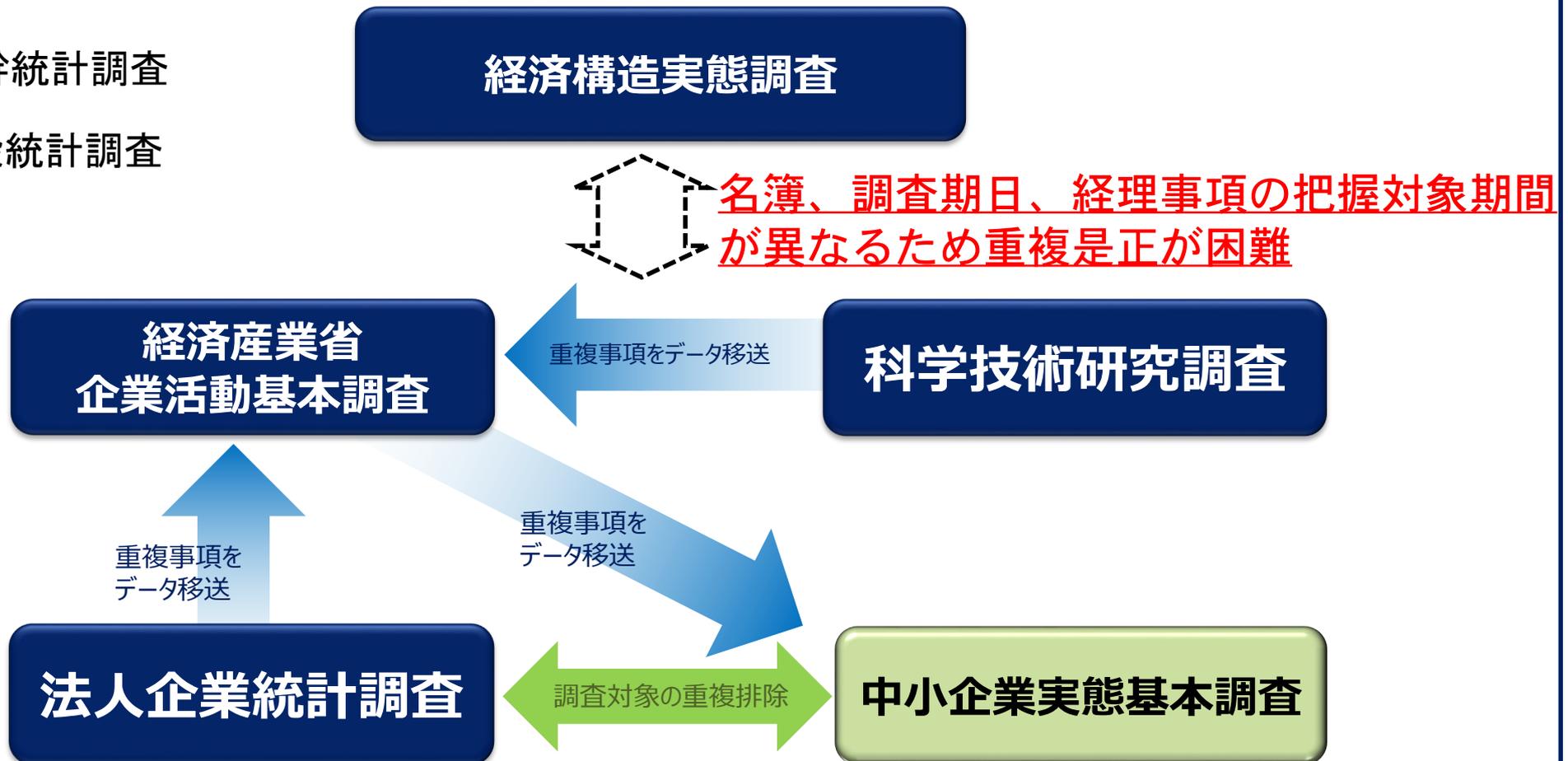
(前略) 各府省は、事業所・企業等を対象とした統計調査については、個々の調査の特性を考慮しつつ、事業所母集団データベースの最新情報を使用することを原則とする。

現状の取組等

- 産業横断的に企業の活動状態を把握する統計調査間においては、現在、重複する調査項目についてデータ移送等の対応を実施。
- ただし、経済構造実態調査と他の企業統計調査については名簿、調査期日、経理事項の把握対象期間が異なるため重複是正が困難。

産業横断的に企業の活動実態を把握

- 基幹統計調査
- 一般統計調査



総務省・経済産業省における取組（直近の検討内容）

- 経済構造実態調査と他の企業統計調査の重複是正の取組の第一歩として、総務省及び経済産業省所管の産業横断的な3基幹統計調査（経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査）を同一名簿・同一調査期日での実施を検討（2022年調査以降）。
- 各調査の共通事項の回答データを共有化することにより、企業の重複回答を是正。

経済構造実態調査

経済産業省
企業活動基本調査

科学技術研究調査

2022年以降、同一名簿、
同一期日による
「3調査の一体的実施」
を検討

※詳細次頁以降

3 調査の一体的実施について

- 経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査について、調査名簿を「事業所母集団DB」、調査期日を「6月1日現在」に統一。
- さらに、報告負担が大きく結果への影響度が大きい上場企業等については、(独)統計センターにおけるプロファイリング活動（企業調査支援事業）の政府統計オンラインサポートシステムを活用し、3 調査を集約して一体的に実施。名称・所在地等の企業識別情報や記入担当者情報を含む全ての共通記入事項の重複回答を是正。

経済構造実態調査

調査名簿：事業所母集団データベース
調査時点：6月1日
調査方法：・郵送、オンライン
・一部の上場企業等については、(独)統計センターにおけるプロファイリング活動を活用

科学技術研究調査

調査名簿：事業所母集団データベース
調査時点：3月31日
調査方法：郵送、オンライン

経済産業省企業活動基本調査

調査名簿：独自名簿
調査時点：3月31日
調査方法：郵送、オンライン

同一名簿、同一期日に変更

- 調査名簿：事業所母集団DB
- 調査時点：6月1日
- 調査方法：
 - ・ 郵送、オンライン
 - ・ 一部の上場企業等については、(独)統計センターにおけるプロファイリング活動を活用

調査項目の重複是正（データ共有）について（1/3）

- 3 調査で共通する主な調査項目は以下のとおり。

共通する主な調査項目	経済構造実態調査	科学技術研究調査	経済産業省 企業活動基本調査
フェイス事項 (企業の名称、所在地、法人番号等)	○	○	○
事業の種類	○	○	—
資本金等の額	○	○	○
売上高総額	○ ※原則暦年値	○ ※直近決算値	○ ※ 会計年度値。ただし2022年調査以降は直近決算値に変更予定
売上高内訳	○ ※ 内訳として、事業活動別売上高を把握。2022年以降は、サービス業（卸売・小売業は含まない）は生産物分類別売上高を把握	—	○ ※ 内訳として、事業活動別売上高を把握
租税公課	○ ※原則暦年値	—	○ ※ 会計年度値。2022年以降は直近決算値に変更予定
研究開発費関係事項	—	○	○

調査項目の重複是正（データ共有）について (2/3)

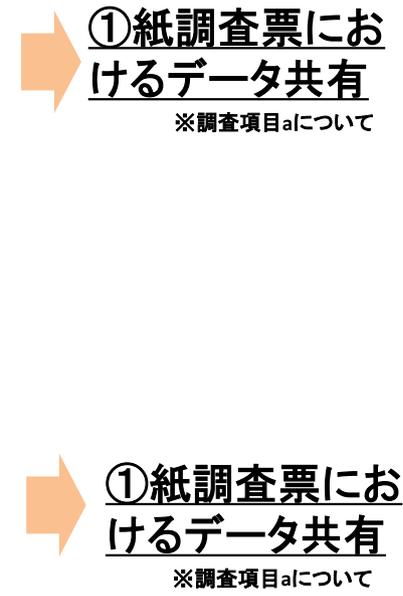
- 3 調査を同一名簿、同一期日で実施することにより、共通する調査項目についてのデータ共有が可能。各調査共通の回答事項は、最初に回答する調査以降では回答不要とする措置を検討

※前頁と同じ表

共通する主な調査項目	経済構造実態調査	科学技術研究調査	経済産業省 企業活動基本調査
フェイス事項 <small>(企業の名称、所在地、法人番号等)</small>	○	○	○
事業の種類	○	○	—
資本金等の額	○	○	○
売上高総額	○ <small>※原則暦年値</small>	○ <small>※直近決算値</small>	○ <small>※会計年度値。ただし2022年調査以降は直近決算値に変更予定</small>
売上高内訳	○ <small>※内訳として、事業活動別売上高を把握。2022年以降は、サービス業（卸売・小売業は含まない）は生産物分類別売上高を把握</small>	—	○ <small>※内訳として、事業活動別売上高を把握</small>
租税公課	○ <small>※原則暦年値</small>	—	○ <small>※会計年度値。2022年以降は直近決算値に変更予定</small>
研究開発費関係事項	—	○	○

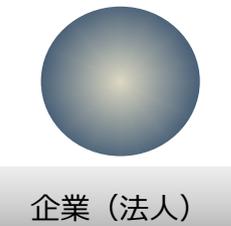
データ共有方針(案)

- a) 調査項目の定義が同じ調査項目
- b) 調査項目の定義の異なる可能性(=回答期間の違い)がある調査項目
- a) 調査項目の定義が同じ調査項目



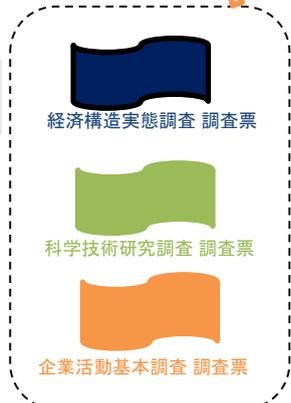
①紙調査票におけるデータ共有について

<調査実施>



同一期日、同一名簿で調査実施

郵送・オンライン回答



データ共有イメージ

定義が同じ項目については回答不要処理。(当該項目に事前に「*」を印字するなどの対応)
調査票回収後に回答内容を調査間で共有

経済構造実態調査 調査票

資本金等の額 円

科学技術研究調査 調査票

資本金等の額 * * * * * 円

企業活動基本調査 調査票

資本金等の額 * * * * * 円

事後、回答データを移送(共有)

回答不要

調査項目の重複是正（共有）について（3/3）

②電子調査票におけるデータ共有化について

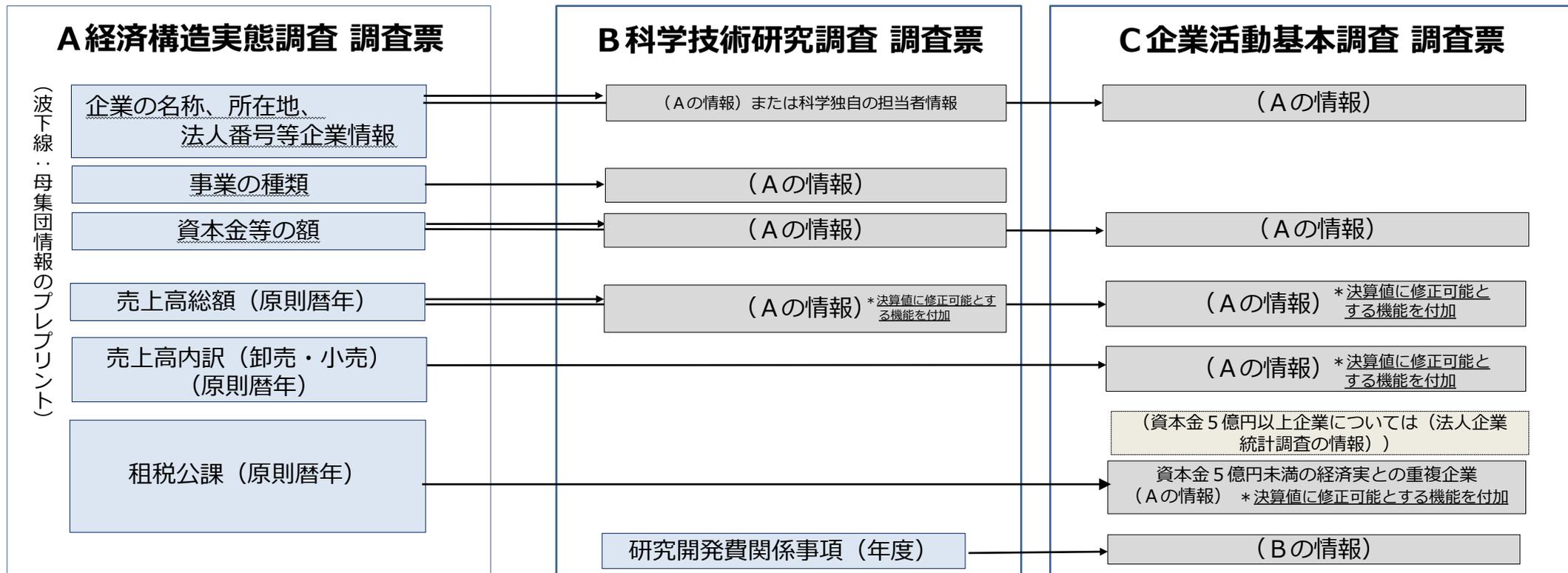
- ・回答・提出フォーマット及び各種機能を統一した電子調査票を開発予定※1
- ・電子調査票においては、以下のとおり全ての共通項目※2について、実査中（回答中）に電子調査票内でデータの共有を行った上で、回答不要とする対応を検討

※1 主にプロファイリング活動での電子調査票を用いた回答に当たっての対応方法を想定
（その他のオンライン回答等でも可能な限り同様の対応を検討）

※2 下図のとおり、定義（回答期間）の異なる可能性のある「売上高」等の項目についても、修正機能を付けることでデータ共有を可能とする。

データ共有イメージ

当初回答（下図で左側に位置する調査への回答）のを他の調査の回答欄に表示。当該回答欄をグレー表示する形で回答不要処理を実施



参考資料1

独立行政法人統計センターにおける
プロファイリング活動について

統計改革推進会議及び統計委員会からの提言等

統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月）（抜粋）

2 GDP統計を軸とした経済統計の改善

(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

② SUT体系に移行するための基盤整備

- ・総務省は、基礎統計の拡充・改善のスケジュールに合わせ、SUTなどの各種統計作成の基盤となるビジネスレジスターについて、精度向上の観点から、（中略）**（独）統計センターにおけるプロファイリング⁸の実施**など、法制面を含め着実な推進を図る。

8 主要な企業グループ等における本所・支所等の企業構造や売上高、従業員数などの企業活動状況について、専任の担当者が定期的に把握すること

4 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

(1) 報告者負担の軽減

③ 統計調査に対する報告者の公平感の確保等

（前略）**報告負担の大きい大企業等に対するプロファイリング活動を通じた支援を強化**

(2) 統計業務の見直し・業務効率化及び各種統計の改善

① 効率化の徹底による統計に関する官民コストの引下げ

- ・ビジネスレジスターや**プロファイリングを活用した経済統計調査の集約**

サービス統計・企業統計部会長報告（令和2年6月22日）（抜粋）

経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更計画の審議の際に出された意見について

プロファイリング活動（政府統計に関するオンライン回答サポート）の活用について

（前略）**大企業の報告者負担軽減に資するためにも、全府省の大企業を調査対象とする統計調査において、今後、プロファイリング活動の活用を府省横断で行う必要がある**と考えます。

プロファイリング活動を活用した調査の概要

(独) 統計センターが、対象企業ごとに専任の担当者を配置し、調査への回答に対するきめ細かなサポートを行うことにより、報告者負担の軽減や正確な回答の確保等を図るもの

報告負担が大きく統計への影響度が大きい上場企業等約5,000企業

- ① 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を提出している企業
- ② 上記①以外の企業で、売上高1,000億円以上（会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業
- ③ 相互会社

報告負担の軽減と回答利便性の向上

企業担当者と専任のサポートスタッフの双方向のやりとり

- 統計調査の回答支援
- 統計業務の専門知識を活用した回答内容の確認・照会・訂正

政府統計オンラインサポートシステム (企業専用のポータルサイト)

電子調査票の提出／サポートスタッフへの個別質問／回答履歴やサポートスタッフとのやりとり履歴の閲覧／企業担当者の作業内容メモ、引継ぎメモの作成・保存／担当サポートスタッフ・企業担当者情報の掲載等

オフライン
サポート

.xlsx
CD-RW
紙媒体等

正確な回答データの効率的な作成

各企業専任のサポートスタッフ（国家公務員の身分を有する（独）統計センター職員）

プロファイリング活動を活用した調査の実施

年 度	実 施 調 査
令和元年度 令和2年度	<p>経済構造実態調査（サービス業の約3,000企業・約20万事業所）</p> <p><u>調査票回収率 98.6%</u>（令和元年）</p> <p><u>政府統計オンラインサポートシステムを通じた回答率 約7割</u> （令和2年11月15日現在）</p>
令和3年度	<p>令和3年経済センサス-活動調査（全産業の約5,000企業・約25万事業所）</p>
令和4年度 （案）	<p>総務省・経済産業省所管の産業横断的な3基幹統計調査を一体的に実施</p> <p>①令和4年経済構造実態調査（全産業化を予定） ②経済産業省企業活動基本調査 ③科学技術研究調査 （全産業の約5,000企業・約25万事業所）</p>